

# 富里市航空機騒音障害防止工事等補助金交付要綱

(平成9年3月26日告示第14号)

改正 平成13年3月21日告示第14号 平成16年4月1日告示第39号の2  
平成19年3月30日告示第144号 平成26年9月1日告示第150号  
令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「法」という。）第5条各号に規定する施設について成田国際空港に起因する航空機騒音を防止し、又は軽減するために行う工事その他施設の維持管理に対し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付の対象とする費用)

第2条 補助金の交付の対象とする費用は、別表の左欄に掲げる施設についてそれぞれ同表右欄に掲げる施設に係る騒音防止対策事業（市内において行われる事業に限る。以下「建設事業」という。）に要する費用であって次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事費 建設事業に必要な本工事費（直接工事費、共通仮設費及び諸経費をいう。）、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、各種工事負担金並びに工事雑費
- (2) 実施設計費 工事の設計書を作成するために要する経費
- (3) 事務費 工事の実施に附帯して必要な事務費

2 前項に定めるもののほか、別表の左欄に掲げる施設本体の空調施設の動力に係る電気料金のうち基本料金（以下「電気料金」という。）については、補助金の交付の対象とする。

(申請資格)

第3条 前条第1項の建設事業について補助金の交付申請をすることができる者は、成田国際空港株式会社教育施設等騒音防止対策事業費助成金交付規程（平成16年成田国際空港株式会社規程第22号）に基づく、助成金の交付決定を受けた者（公共団体を除く。）とする。

2 前条第2項の電気料金について補助金の交付の申請をすることができる者は、市内において別表の左欄に掲げる施設を現に維持管理している当該施設

の代表者とする。

(補助金の交付基準)

第4条 第2条第1項の建設事業に対する補助は、補助対象事業から前条第1項の補助金等の額（法第6条の共同利用施設に係るものを除く。）を控除した額の3分の1の額について25年間を限度とし、25年間均分に行う。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、航空機騒音障害防止工事等補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 建設事業に係る補助金の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した建設事業計画概要書（別記第2号様式）を添えてしなければならない。

- (1) 建設事業の対象となる施設の名称及び所在地
- (2) 防音工事の概要
- (3) 費用等の概算額

3 電気料金に係る補助金の交付の申請は、料金の支払の事実を証する書面の写しを添えてしなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、航空機騒音障害防止工事等補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第7条 建設事業に係る補助金の交付決定を受けた者は、航空機騒音障害防止工事等着手報告書（別記第4号様式）及び航空機騒音障害防止工事等完成報告書（別記第5号様式）により状況報告を行うものとする。

2 前項の状況報告は、建設事業の着手後及び建設事業の完成後それぞれ7日以内に市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、第2条第1項の建設事業に係る場合に限り、建設事業を完了したときは、航空機騒音障害防止工事等補助金実績報告書（別記第6号様式）を、建設事業が完了した日から起算して30日を経過した早い日までに市長に提出するものとする。ただし、市長が他の日を指定したときは、その日までとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支精算書（別記第7号様式）
- (2) 工事請負に関する事項を記載した書面
- (3) 完成図

(確定通知)

第9条 市長は、第5条の規定による交付の申請及び前条の規定による実績報告の内容を審査し適正であると認めるときは、速やかに航空機騒音障害防止工事等補助金交付確定通知書（別記第8号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 補助金の確定通知を受けた者は、航空機騒音障害防止工事等補助金交付請求書（別記第9号様式）を市長に請求しなければならない。

(返還)

第11条 市長は、詐欺その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第12条 第7条の状況報告及び第8条の実績報告は、規則第5条第1項の申請を最初にした日の属する年度に限り提出を要するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成8年度分の予算に係る補助金から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成13年3月21日告示第14号）

この告示は、公示の日から施行し、平成13年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成16年4月1日告示第39号の2）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第144号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月1日告示第150号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

教育施設等施設名	補助の対象範囲
学校（幼稚園を除く。）	校長室、会議室、職員室、普通教室、特別教室（騒音による教育阻害の少ない室を除く。）、図書室、教員研究室、医務室、休養室、放送室その他教育事業を行うために特に騒音の防止を必要とする部分及び騒音防止工事の実施上これらと不可分な部分
幼稚園	職員室、保育室、遊戯室、保健室その他幼稚園児の教育事業を行うために特に騒音の防止を必要とする部分及び騒音防止工事の実施上これらと不可分な施設
保育所	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、医務室その他児童福祉事業である保育を行うために特に騒音の防止を必要とする部分及び騒音防止工事の実施上これらと不可分な部分
知的障害児施設、知的障害児通園施設、身体障害者福祉センター、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設	生活指導、学科指導及び職業指導並びにこれらの施設の事務執行に必要な施設で騒音の防止を必要とする部分及び騒音防止工事の実施上これらと不可分な部分
病院又は診療所	病室、新生児室、診療室、治療室、手術室、分べん室、処置室、準備室、検査室、実験研究室、調剤室、医師勤務室、看護師勤務室その他医療保健業を行うために特に騒音の防止を必要とする部分及び騒音防止工事の実施上これらと不可分な部分
乳児院	寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、日光浴室、その他児童福祉事業である養育を行うために特に騒音の防止を必要とする部分及び騒音防止の工事の実施上これらと不可分な部分
肢体不自由児施設	病室、診療室、治療室、医師勤務室、看護師勤務室、ギブス室、訓練室、講堂、図書室、相談室、児童の居室、医務室、静養室、事務室その他児童の治療及び独立自活に必要な知識技能を与えるため特に騒音の防止を必要とする部分並びに工事の実施上これらと不可分な部分
重症心身障害児施設	病室、居室、診療室、治療室、観察室、訓練室、静養室、学習指導室、面会室、事務室、医師勤務室、看護師勤務室、指導員室その他児童保護治療及び日常生活の指導のために特に工事を必要とする部分並びに工事の実施上これらと不可分な部分

別記

第1号様式（第5条第1項関係）

航空機騒音障害防止工事等補助金交付申請書

年 月 日

富里市長 様

住所

氏名

印

電話番号

航空機騒音障害防止工事等補助金の交付を受けたいので、必要書類を添え、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額

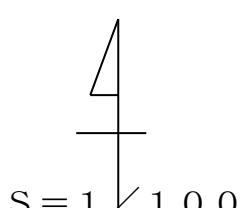
建設事業 円

電気料金 円

※ 電気料金については、1か月分の電気料金の領収書を提出すること。ただし、基本料金の変動する契約（業務用電力契約、従量電灯契約等）を締結している場合は、申請年度の4月から2月までの領収書を添付する。3月分の電気料金についてはその中で一番基本料金の多額だった月の領収書をもって3月分と読み替えるものとする。

第2号様式（第5条第2項関係）

建設事業計画概要書

併行防音工事を実施した建物の平面図	名 称		所 在 地	
 <p>S = 1 / 100</p>	建 物 の 構 造		工 事 面 積	
	工 事 内 容			
	工 事 区 分	工 事 概 要		
	(1) 外壁工事 (2) 天井工事 (3) 金属製建具工事 (4) 木造建具工事 (5) ガラス工事 (6) 移設工事費 (a) 空調換気施設工事 (b) 電気設備工事			
	経 費 所 要 額	添 付 書 類 に よ る		
	備 考			

\*添付書類

- 1 成田国際空港株式会社教育施設整備等騒音防音対策事業補助金確定通知
- 2 成田国際空港株式会社教育施設整備等騒音防音対策事業補助金実績報告

第3号様式（第6条関係）

第 号

住所  
氏名

航空機騒音障害防止工事等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった航空機騒音障害防止工事等  
に対する補助金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

富里市長



記

補助金交付決定額

建設事業 円

電気料金 円

第4号様式（第7条第1項関係）

航空機騒音障害防止工事等着手報告書

年 月 日

富里市長

様

住所

氏名

⑩

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった  
建設事業に着手したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 経費所要額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 工事着手年月日                      年    月    日
- 4 工事完成予定年月日                      年    月    日
- 5 施 行 業 者
- 6 添 付 書 類
  - (1) 工事請負契約書の写し
  - (2) 設計監理請負契約書の写し
  - (3) 工事工程表



第5号様式（第7条第1項関係）

航空機騒音障害防止工事等完成報告書

年 月 日

富里市長

様

住所

氏名

⑩

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった  
建設事業が完成したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 経費所要額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 工事着手年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 4 工事完了年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 5 完成図書及び工程写真（工事前、工事中、工事完了時）

第6号様式（第8条第1項関係）

航空機騒音障害防止工事等補助金実績報告書

年 月 日

富里市長

様

申請者 住所  
氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金等交付決定通知のあった  
建設事業について、工事を実施したので下記のとおり報告します。

記

- |   |               |       |
|---|---------------|-------|
| 1 | 経費所要額         | 円     |
| 2 | 補助金交付決定・変更決定額 | 円     |
| 3 | 補助金実績額        | 円     |
| 4 | 工事着工年月日       | 年 月 日 |
| 5 | 工事完了年月日       | 年 月 日 |

※ 収支精算書を提出すること。

第7号様式（第8条第2項関係）

収 支 精 算 書

1 収入の部

費 目	当初予定額	精 算 額	差引増△減	備 考
補助金	円	円	円	
自己資金				
その他				
計				

2 支出の部

費 目	当初予定額	精 算 額	差引増△減	備 考
本体工事費	円	円	円	
設計監理費				
計				

3 補助金精算

費 目	補助金交付 決定額	補助金交付 実績額	差引補助金 受領(返還)額	備 考
	円	円	円	
計				

第8号様式（第9条関係）

第 号

住所  
氏名

航空機騒音障害防止工事等補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した航空機騒音障害防止工事等補助金については、下記のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

富里市長



記

補助金交付確定額

建設事業 円

電気料金 円

第9号様式（第10条関係）

航空機騒音障害防止工事等補助金交付請求書

年 月 日

富里市長 様

住所  
氏名 ⑩

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった航空機騒音障害防止工事等補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額

建設事業 円  
電気料金 円

-----振-----込-----依-----頼-----書-----

富里市から当方に支払われる航空機騒音障害防止工事等補助金  
円は、下記の金融機関の口座へお支払くださるよう依頼します。

記

振込先

金融機関名	本・支店名	口座名義	口座種類・番号